

私立高等学校通信制課程設置等認可審査基準

知事が行う学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 4 条第 1 項の規定による通信制の課程を置く私立高等学校（以下「実施校」という。）の設置（既設の私立高等学校への通信制課程の設置を含む。）、設置者の変更、学科の設置、収容定員の変更及び学則変更の認可については、同法、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）、高等学校通信教育規程（昭和 37 年文部省令第 32 号）、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」（平成 28 年 9 月文部科学省策定）その他の関係法令等（通達等を含む。以下同じ。）に定めるもののほか、次の基準により審査する。なお、認可後においても、実施校・通信教育連携協力施設の実態把握・指導監督をこの基準に基づき行うものとする。

第 1 基本方針

生徒に対して多様な学びの機会を提供する教育施設として、高等学校通信教育の質の確保・向上を図りながら、学校の公共性及び永続性の視点も考慮した上で、次のいずれにも該当する場合は、第 2 以下の基準により審査するものとする。

ア 設置等の目的や必要性及びその根拠が明確であること。

イ 社会情勢の変化に伴う新たな需要や取り巻く諸課題に関して、設置等することにより、本県内の生徒に対し、どのような特色ある教育を行っていくのかが明確であること。

ウ 本県における生徒数の将来の見込みや高等学校通信教育（他の認可庁が所管する実施校及び通信教育連携協力施設を含む。）の実施状況等を踏まえた上で、長期的かつ安定的に生徒を確保し、学校法人の経営基盤の安定性が確保されるとともに、学校運営の適正を図ることができるものであること。

第 2 審査基準

1 立地条件について

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設などの教育にふさわしくない施設が実施校の周辺に立地していないなど、学校教育を行う上で適切な環境であること。
- (2) 国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）及び建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）等の土地の利用規制に関する法令等の規定及び地方公共団体の定める関係要綱等を遵守するものであること。
- (3) 石油類、火薬類、高圧ガス、電気等の危険物による災害又は洪水、がけ崩れ等による災害の発生するおそれのない環境であること。
- (4) 騒音、ばい煙等により生徒等の健康又は教育活動に支障を生じるおそれのない環境であること。
- (5) その他学校教育に支障を及ぼすことのない環境であること。

2 名称について

- (1) 実施校の名称は、高等学校の目的にふさわしいものであり、かつ、既存の学校等

のものと同一又は紛らわしいものでないこと。

- (2) 学科等の名称は、全日制又は定時制の課程と混同されるおそれがあるなど、教育内容について誤解を与えるものでないこと。

3 規模について

- (1) 実施校の収容定員は、生徒の教育環境を確保するため、通信教育を行う区域に属する生徒数の将来の見込みと、その時点において学校が用意をしている指導体制や施設（校地、校舎を含む。以下同じ。）及び設備等を踏まえた適切な数であること。なお、当該地域の人口及び生徒数の現況並びに将来の見通しからみて、当該地域の学校が新たな学校の設置により生徒数の著しい減少を招くおそれがないと客観的に見込まれるかどうかを含めて判断するものとする。
- (2) 通信教育連携協力施設を設置する場合においては、通信教育連携協力施設ごとの定員を設定するものとし、通信教育連携協力施設の定員は、実施校の収容定員の範囲内でなければならないこと。
- (3) 実施校の設置者は、実施校の収容定員及び通信教育連携協力施設の定員が適切であることを、根拠資料を用いて示すこと。

4 通信教育を行う区域について

- (1) 通信教育を行う区域は、本県以外の都道府県を含む場合には、教育区域ごとの目的及び必要性を示すこと。また、面接指導や試験等を実施する上で支障のない範囲で定めること。
- (2) 通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合は、当該区域に属する都道府県内における生徒の募集見込等を踏まえた当該都道府県の意向を考慮しなければならないこと。また、通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合も同様とすること。

5 教職員組織について

- (1) 通信制の課程のみを置く高等学校（以下「独立校」という。）には常勤の校長を置くこと。ただし、同一の学校法人の他の学校と兼任する場合であって、各学校の教育上支障のないときは、この限りでない。
- (2) 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭及び教諭の数は、5 又は当該課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあつては、当該課程に在籍する生徒の見込数）を 80 で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。ただし教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合に限り、助教諭又は講師をもってこれに代えることができ、実施校に置く教員等は、通信制課程において特色ある教育を行う上で、他の学校の協力を求める場合など教育上必要と認められる場合は、他校の教員等と兼ねることができること。
- (3) 実施校において編制する教育課程の実施に当たり必要な各教科の免許を持つ教員の配置がなされていること。
- (4) 実施校には、事務長を置き、事務長は事務職員をもって、これに充てるものとする。また、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならないこと。

- (5) その他教職員の配置については、生徒の実態等を踏まえ、各教科・科目等の指導のほか、生徒指導、進路指導等の学校運営全般にわたり教育上支障がないものとする。
- (6) 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 23 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くこと。

6 施設及び設備について

(1) 施設及び設備の所有について

校地は、原則として、申請時において申請者名義の所有権の登記がなされていなければならないこと。また、実施校には、学科の種類、生徒数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならないこと。なお、施設及び設備は、負担付き又は借用のものでないこと。ただし、特別な事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合で、次の各号に該当するときは、この限りでないこと。

ア 施設の場合

施設予定地への学校の設置が当該予定地の地方公共団体の教育振興上必要不可欠であるなどの場合であって、次のいずれかに該当する場合。

- (ア) 申請者が所有する施設（現物により寄附を受ける施設を含む。）について、負担付きであるものの、当該負担が申請者の資産状況等からみて長期にわたり使用する上で支障がないと認められる場合。
- (イ) 長期にわたり使用できる保証がある借用（負担付きのものを含む。）である場合。
- (ウ) 高等学校が目指す教育内容を実現するために、施設を短期借用しなければならないやむを得ない理由がある場合には、教育活動が長期にわたり継続的に実施できることが確実と認められる場合に限り、長期にわたる使用保証が得られなくても差し支えないこと。

イ 設備の場合

製品の改良が著しい電子計算機等、借用することが合理的であると認められる設備を借用する場合。

(2) 校舎及び校舎に備えるべき施設について

ア 独立校の校舎の面積は、1,200 平方メートル以上とすること。ただし、ウの規定により他の学校の施設を兼用する場合若しくは地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

イ 実施校の校舎には、教室（普通教室、特別教室等）、図書室、保健室、職員室を備えるものとし、必要に応じて専門教育を施すための施設を設けること。特別教室には、実施校の教育課程に規定される教科・科目等の面接指導に必要な実験・実習等のための設備を備えること。また、体育の面接指導に必要な運動場等を確保すること。

ウ イの教室・図書室・保健室にあつては、全日制の課程又は定時制の課程を併置する実施校（以下「併置校」という。）にあつては当該各号に掲げる施設に相当する全日制の課程又は定時制の課程で行う教育の用に供する施設と、独立校にあつ

ては当該独立校の同一敷地内又は隣接地に所在する同一学校法人の他の高等学校の教育の用に供する当該施設に相当する施設と兼用することができること。

7 通信教育連携協力施設について

- (1) 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、学則において面接指導等実施施設と学習等支援施設を区別し、それぞれの施設の名称、位置、定員など必要な事項を記載するものとする。なお、名称等誤解を招くことのないように記載すること。
- (2) 面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であること基本とすること。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設（学校教育法第 55 条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をいう。）その他の学校又は施設とすることができること。
- (3) 通信教育連携協力施設は、周辺に教育にふさわしくない施設が立地していないなど、教育を行う上で適切な環境であること。
- (4) 面接指導等実施施設の施設及び設備、指導体制等は、当該面接指導等実施施設と実施校との連携協力の内容等に応じて、実施校と同等の水準又は面接指導や試験等を適切に実施することができるものであること。
- (5) 学習等支援施設の施設及び設備は、教育上及び安全上支障がないものであること。
- (6) 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、前 3 項の基準を満たすことを確認し、その結果を文書により示すこと。また、当該通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合には、当該都道府県の知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して確認を行うものとし、その結果もあわせて文書により示すこと。なお、当該通信教育連携協力施設を設けた後も、引き続き当該基準を参酌し、適切な維持管理に努めるべきであること。
- (7) 面接指導等実施施設において、例えば、理科、音楽、美術、家庭、情報、体育等の観察・実験、実習、実技等を行う必要のある教科・科目等の面接指導を行う場合においては、それに必要な施設及び設備や運動場等を確保すること。
- (8) 面接指導等実施施設の施設や設備が負担付又は借用である場合は、実施校の設置者が安定的に使用できる契約等が締結されていること。
- (9) 通信教育連携協力施設の名称は、当該通信教育連携協力施設が高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称でないこと。
- (10) 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、その連携協力内容について、当該施設の設置者とあらかじめ文書による取り決めを行い、必要に応じて適切な指導・支援を行い、実施校と同等の教育の質を確保すること。また、当該施設の責任者を明確にし、実施校との連絡体制を整備すること。ただし、実施校と当該施設の設置者が同一である場合には、この限りでない。
- (11) 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設において生徒募集等が行われる場合には、募集要項やパンフレット等において、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動の別や、それに係る費用の区別について、生

徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるよう指導すること。また、これらの説明内容等について、生徒・保護者から実施校に対して疑義や問い合わせがあった場合は、実施校の設置者においても必要な説明を行うなど適切に対応すること。

8 通信教育の方法等について

(1) 通信教育の実施に当たっては、高等学校学習指導要領（平成 30 年文部科学省告示第 68 号）等に基づき、適切に実施すること。

(2) 実施校の設置者は、特に以下を満たす体制を整えること。

ア 添削指導、面接指導及び試験並びにその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。

イ 各教科・科目及び総合的な探究の時間、特別活動は、高等学校学習指導要領において定める添削指導の回数や面接指導の単位時間数の標準を踏まえた、十分な指導回数を確保すること。

ウ 添削指導に用いる課題については、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点から、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。

エ 面接指導については、生徒を実施校又は面接指導実施施設のいずれかに登校させて行うこと。この際、少人数で行うことを基本とし、多くとも 40 人を超えない範囲内で設定すること。

オ 通信教育を行うに当たっては、試験並びに多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による報告課題の作成等によりその成果が満足できると認められる場合の面接指導等時間数の免除の運用等も含め、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を確保して行うこと。

9 事業計画及び収支予算について

(1) 事業計画は、高等学校として適切な計画が定められていること。

(2) 事業活動収支予算は、確実な計画に基づく収入及び高等学校の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていること。

10 設置経費について

(1) 新たに学校法人を設立して高等学校を設置する場合における当該高等学校の施設及び設備の整備に要する経費（以下「設置経費」という。）は、その全額の財源が寄附金をもって充てられており、設置認可申請時までには当該寄附金の全額が収納され、かつ、当該申請時において収納された寄附金（当該申請時までには設置経費として支出された場合にあつては、当該支出された額を除く。）が保有されていること。ただし、適正な償還計画が樹立されている場合であつて、次のいずれかの場合に該当するときは、設置経費の 3 分の 1 以内の金額は借入金を財源に充てることができること。

ア 政府系金融機関若しくはこれに準ずる金融機関又は国若しくは地方公共団体による制度金融等（以下「政府系金融機関等」という。）から借入をする場合

イ 民間の預貯金取扱金融機関から借入する場合

ウ 新たに設立される学校法人と実質的に不可分一体又はこれに類する組織形態とみなせる法人から政府系金融機関等よりも有利な条件で借入する場合

(2) 既設の学校法人（以下「既設法人」という。）の場合にあつては、設置経費の財

源として、寄附金、積立金、資産売却収入その他の設置者の負債とならない収入が充てられており、設置認可申請時までこれらの全額が収納され、かつ、当該申請時において収納された全額（当該申請時まで設置経費として支出された場合にあっては、当該支出された額を除く。）が保有されていること。ただし、財務状況が良好と認められ、かつ、適正な償還計画が樹立されている学校法人については、設置経費の3分の1以内の金額は借入金を財源に充てることができること。なお、借入先等については、(1)アからウの規定を準用する。

- (3) 設置経費の財源として、設置者の設置している他の学校（以下「既設校」という。）の生徒等納付金から繰り入れる場合には、原則として毎年度の生徒等納付金総額の15パーセント以内の金額に限るものとする。
- (4) 入学を条件とする寄附金、当該高等学校の施設の建築等に係る請負業者の寄附金、寄附者が借入金により調達した寄附金、寄附能力のない者の寄附金等の設置経費の財源として適当と認められない寄附金は、設置経費の財源に算入しないこと。

11 経常経費について

- (1) 設置経費の財源としての寄附金のほか、申請時において、開設年度の経常経費に相当する額の寄附金が収納されていること。
- (2) 完成年度までの各年度の経常経費の財源に、原則として借入金を充てるものではないこと。

12 総負債比率について

既設法人の場合における設置者の資産状況については、総資産額に対する総負債額（前受金を除く。）の割合が30パーセント以下であり、適正と認められるものであること。

13 既設校の要件について

既設法人の場合にあっては、既設校が次の要件を満たすものであること。

ア 既設校の施設及び設備等が、この基準又は学校の種別に応じ別に定める設置認可審査基準等に適合していること。

イ 既設校の在籍生徒等数が、その収容定員を著しく超過し、又はその収容定員を著しく下回っていないこと。

ウ 完成年度に至っていない既設校がある場合には、当該既設校の設置認可の際の整備計画が確実に履行されていること。

エ 既設校の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。

14 その他について

- (1) 実施校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に規定する学校いじめ防止基本方針、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に規定する消防計画、学校保健安全法第5条に規定する学校保健計画、同法第27条に規定する学校安全計画、同法第29条第1項に規定する危険等発生時対処要領、高等学校通信教育規程第4条の3に規定する通信教育実施計画など、法令上作成することが義務付けられている計画について作成すること。
- (2) 入学者選抜は、入学志願者が中学校での学業等に専念できるよう、県内の他の公・私立高等学校における選抜日程を踏まえた上で、公正かつ妥当な方法・時期に

より、適切な体制を整えて行うものとする。なお、生徒募集に当たっては、入学志願者及びその保護者が実施校の通信制課程としての教育内容及び方法並びに授業料、入学料その他の費用について、正しく理解できるよう配慮すること。

- (3) 実施校は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって高等学校通信教育規程第 14 条第 1 項に規定する情報の公表を行うこと。その際、実施校及び通信教育連携協力施設における教育の方法・内容、授業料・入学料等の費用その他の情報について、生徒・保護者に誤解を招くおそれのないように適切に表示すること。
- (4) 審査基準施行の際に設置されている高等学校における学科の設置又は収容定員変更並びに学則変更の認可の審査については、課程の収容定員の増加を伴わない場合に限り 10(1) 及び 11(1) によらないことができること。
- (5) 廃止を前提として募集を停止し、又は停止しようとしている学科がある場合には、当該学科の募集停止前の収容定員に相当する数の範囲内で、新たに設置する学科の収容定員を定め、若しくは既設の学科の収容定員を増加し、又はこれらのいずれをも行う場合には、10(1) 及び 11(1) によらないことができること。
- (6) この設置基準の解釈及び運用方針は、「私立高等学校設置等認可審査基準の解釈及び運用方針」によること。

附 則

この基準は、令和 6 年 12 月 26 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。